

令和6年度ふじのくに関係人口創出・拡大事業情報発信業務委託  
企画提案募集要項

## 1 業務内容等

### (1) 業務目的

静岡県（以下「県」という）は、県内で地域の課題解決や活性化に取り組むNPO等と、その取組を応援したい県内外の人材や企業、大学等を繋いで、両者の協働が可能となる関係人口WEBサイト「SHIZUOKA YELL STATION」(<https://shizuoka-yellstation.com/>) を開設した。

当該WEBサイトは、利用者の効果的な情報発信のため、SNS等と連携をするものであるが、SNS等の流行の変化や、実態の変更に対応できていないことから、これらに対応する必要がある。

併せて、デザインやセキュリティを見直すため、当該WEBサイトのリニューアルを実施する。

### (2) 業務名

令和6年度ふじのくに関係人口創出・拡大事業情報発信業務委託

### (3) 業務内容

別添「企画提案説明書」のとおりとするが、提案を選定した後、県と契約予定者の中で協議し、業務仕様書を決定するものとする。

### (4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### (5) 契約限度額

2,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

### (6) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先及び質疑先等は次のとおりとする。

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階

静岡県政策推進局総合政策課 総合政策班

(電話番号) 054-221-3201

(電子メール) e-kankei@pref.shizuoka.lg.jp

## 2 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該業務を実施する技術及び体制を有し、過去に「ホームページの作成・運営」等の類似業務の受託実績があること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 下記に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 企画提案の手続き

#### (1) スケジュール

ア 企画提案説明書等の公表	令和6年8月26日(月)
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和6年9月5日(木)午後5時まで
ウ 質問に対する回答	令和6年9月9日(月)
エ 参加表明書の提出期限	令和6年9月10日(火)午後5時まで
エ 企画提案書等の提出期限	令和6年9月13日(金)午後5時まで
オ 審査対象者選定の通知	令和6年9月17日(火)まで
カ 審査結果の通知	令和6年9月24日(火)

#### (2) 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、別表1の提出資料を電子メールにより上記1(6)へ令和6年9月10日(火)午後5時までに提出すること。あわせて、電話でメールの着信を確認すること。

#### (3) 実施内容等に関する質問及び回答

- ア 本募集要項等に関して質問がある場合は、電子メールにより上記1(6)へ令和6年9月5日(木)午後5時までに提出すること。あわせて、電話でメールの着信を確認すること。
- イ 上記アの書面には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び電子メール等を併記すること。
- ウ 質問に対する回答は、原則として質問書を受理した日から5日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、上記1(6)で令和6年9月17日(火)まで閲覧するほか、静岡県総合政策課ホームページ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040979/1011488.html>) に掲載する。

#### (4) 企画提案書等の提出

- ア 別表2の提出資料を電子メールにより上記1(6)へ令和6年9月13日(金)午後5時までに提出すること。
- イ 本募集要項において記載された事項以外の内容を含む企画提案書等については、その部分を無効とする。
- ウ 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。

エ 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(5) 審査対象者の選定

ア 企画提案書等を提出した者が5者を越えた場合は、企画提案書等の一部を評価し、審査対象者として評価点の高い者から5者を選定することがある。ただし、合計点が5番目に高い者が複数存在した場合は、見積額の低い者を優先して選定する。

イ 審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより、令和6年9月17日(火)までに通知する。

ウ 選定されなかった者(以下、「非選定者」と言う。)に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和6年9月17日(火)までに通知する。

エ 非選定者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

オ 上記エの説明を求める場合には、令和6年9月24日(火)午後5時までに、書面(様式自由)を上記1(6)へ電子メールにより送付すること。

カ 説明を求めた者に対しては、電子メールにより、令和6年9月26日(木)までに回答する。

(6) 企画提案書のヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、契約予定者が特定されるまでの期間に、企画提案書の内容等について、電話やメール等で問合せをする場合がある。

## 4 契約予定者の特定

(1) 契約予定者の特定

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を別表3で評価し、最も評価点が高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点が満点の60%程度未満の場合を除く。また、評価点が最も高い者が複数存在した場合は、以下の優先順位により契約予定者を特定する。

優先順位1：別表3の「2 企画提案内容」に係る評価点の合計が最も高い者

優先順位2：参考見積価格の最も低い者

優先順位3：該当者によるくじ引き

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和6年9月24日(火)までに電子メールにて通知する。また、次点の提案者についても、令和6年9月24日(火)までに電子メールにて通知する。

(3) 契約に係る協議

県は契約予定者と業務履行に必要な協議を令和6年9月26日(木)までに行い、協議が整った場合は当該候補者から見積書を徴収し内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約に当たっては、企画提案内容(参考見積書を含む)をもって契約するとは限らない。また、契約予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は上記「2 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の提案者と協議を行う。

## 5 非特定に関する事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を、電子メールにより、令和6年9月24日（火）までに通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、特定されなかった理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の説明を求める場合は、令和6年9月27日（金）までに書面（様式自由）を上記1(6)へ電子メールにより送付すること。
- (4) 上記(3)で説明を求めた者に対しては、電子メールにより、令和6年10月4日（金）までに回答する。

## 6 契約条件

- (1) 契約書の作成 契約書を作成する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成  
事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年静岡県条例第25号）に基づき、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。  
ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書  
イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書の写し

## 7 その他

- (1) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (2) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリング等にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は、契約予定者の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

別表1 参加表明の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式1)	・代表者名を記名し、提出すること。(押印不要)
会社概要書 (様式2)	・会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

別表2 企画提案書等の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
企画提案書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書には、業務目的を理解したうえで、本業務を実施するための実施体制や各提案の具体の手法等を記載すること。</li> <li>・様式は原則としてA4版横、上とじ、文書は横書きとする。カラー・白黒印刷は問わない。</li> <li>・企画提案書は20ページ以内とし、表紙や裏表紙、目次を付け、表紙や裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。</li> <li>・企画提案書は次の構成に基づく章立てとすること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施体制等                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>・実施スケジュール</li> </ul> </li> <li>2 提案内容                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) WEBサイトの機能に係る提案・実施</li> <li>(2) WEBサイトのデザインに係る提案・実施</li> <li>(3) WEBサイトの情報セキュリティ機能に係る提案・実施</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
業務の実施体制 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施する者すべてについて、各者の関連業務実績と担当する役割分担を記載すること。</li> <li>・本業務の一部を再委託する予定がある場合は、再委託範囲と再委託業者を記載すること。</li> </ul>
類似業務の実績 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を実施する技術及び体制を有し、過去に「ホームページの作成・運営」等の類似業務は、令和2年4月1日から参加表明書提出日までに完了している主な業務を記載し、3件を上限とする。</li> <li>・類似業務を確認できる根拠資料として、別途、「契約書の写し」及び「該当ホームページのイメージ(抜粋)」等をデータ提出すること。</li> </ul>
参考見積書 (様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書は、業務内容及び企画提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を記載すること。</li> <li>・企画提案内容に、次年度以降に保守・管理費用が必要な内容が含まれる場合は、その費用(年間〇〇〇〇円、月額〇〇〇円など)を別途記載すること。</li> </ul>

別表3 (審査項目・基準)

審査項目	審査基準	配点
1 実施体制等		10
実施体制	本業務を遂行するための十分な体制や人員、能力が確保されているか。	5
実施スケジュール	業務実施手順及び業務工程表の妥当性が高く、その内容が優れているか。	5
2 企画提案内容		70
(1)WEB サイトの機能に係る提案・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は、着眼点が的確で、具体性があり、その内容が優れているか。</li> <li>・提案内容は、現行の SHIZUOKA YELL STATION の機能をふまえており、既に登録されているデータの移行が考えられているか。</li> <li>・提案内容は、SNS 等の流行の変化や、実態の変更に対応した内容となっているか。</li> <li>・提案内容は、サイト運営に係る管理労力や、保守管理委託料の軽減に寄与するような工夫がされているか。</li> </ul>	25
(2)WEB サイトのデザインに係る提案・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は、着眼点が的確で、具体性があり、想定される利用者にとって魅力的でその内容が優れているか。</li> <li>・提案内容は、現行の SHIZUOKA YELL STATION の課題が的確に整理されており、それをふまえたデザインコンセプトとなっているか。</li> <li>・提案内容は、現行の SHIZUOKA YELL STATION のシンボルロゴと調和のとれたデザインコンセプトとなっているか。</li> </ul>	25
(3)WEB サイトの情報セキュリティ機能に係る提案・実施	・提案内容は、着眼点が的確で、具体性があり、その内容が優れているか。	20
3 追加提案	県が要求した業務の他に、本県の関係人口創出・拡大につながる有効な提案がされ、その内容が期待できるか。	5
4 必要経費	参考見積書の積算は提案内容に見合った経費となっており、維持管理費を考慮しているか。	5
5 全体	本業務の趣旨、目的の理解度が高く、静岡県の実状や地域特性を十分に把握しているか。	10
	合計	100